

答 申

諮問第 1 2 9 号

第 1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する部分開示決定のうち、審査請求人が審査請求書により開示を求めると主張する部分（以下「本件争点部分」という。）に係る決定（以下「本件処分」という。）については、不存在による非開示決定を行うべきである。

ただし、本件処分は条例第 4 0 条による適用除外（以下「条例の適用除外」という。）とする実質的には非開示決定であり、本件処分に関して公文書の特定は妥当ではないが、改めて特定を行ったとしても対象となる公文書は不存在と認められるので、結果として取り消す必要までは認められない。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 4 月 7 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、平成 2 6 年 4 月 2 2 日付けで和歌山県橋本警察署（以下「橋本警察署」という。）管内の指定場所一時停止の標識がある箇所の数に対する公文書としては、「交通規制情報の掲示について」を特定し、設置場所欄における個人に関する記載部分を条例第 7 条第 2 号に該当するとして部分開示した。また、平成 2 5 年度の橋本警察署管内の指定場所一時不停止（違反）の数に対する公文書としては、「平成 2 5 年道路交通法違反等取締結果状況表（3 月末）」、「平成 2 5 年道路交通法違反等取締結果状況表（1 2 月末）」及び「平成 2 6 年道路交通法違反等取締結果状況表（3 月末）」を特定し、全部開示した。そ

して、添付書面の交通反則告知書・免許証保管証（番号〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇）に記載された場所（和歌山県伊都郡九度山町九度山766）における平成25年度の一時不停止（違反）の数に対する公文書としては、「告知報告書・交通法令違反事件簿」（以下「告知報告書等」という。）を特定し、これらは刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2（以下「法第53条の2」という。）に規定する「訴訟に関する書類」に該当するとして、条例の適用除外とする回答を行うこととし、これら全体を包括的に回答する方法として部分開示決定を行い審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、平成26年6月14日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、「告知報告書等」の部分開示決定処分のみを不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人には、本件開示請求に対して「知る権利」があるので、本件処分を取り消し、速やかに審査請求人の知りたい情報を開示すべきであるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件開示請求は、違反を誘発している和歌山県伊都郡九度山町九度山766（以下「本件現場」という。）にある一時停止標識設置の不当性を立証するためのものである。本件現場においては、集中して一時不停止（違反）の検挙がなされており、その実情が公にされることは、橋本警察署にとって極めて都合の悪いことであるが、こうした事実を公にするための手段が情報公開制度である。

- (2) 審査請求人の知りたい情報である「橋本警察署取扱いの本件現場における平成25年度指定場所一時不停止（違反）数」が分かる情報は、告知報告書等写しの上記地点での違反者検挙数の枚数を数えれば容易に分かる情報であり、訴訟に関する書類である告知報告書等そのものの開示を求めているのではない。
- (3) 本件現場の一時不停止（違反）数の記載した公文書が存在しないことは分かるが、求める情報については和歌山県警として把握しているが、公文書化していないので出せないことが許されるのなら、和歌山県警にとって都合の悪い情報は、すべて公文書化されなくなる危険がある。和歌山県警が有する情報については、口頭もしくは報告書として書面化することにより開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求内容は別紙のとおりであり、実施機関では交通違反の件数に関して、交通違反を取り締まった際に作成される交通反則切符の情報を元に、年度ごとに道路交通法違反等取締結果状況表を作成している。ところが、本件現場の一時不停止（違反）については、審査請求人の求める情報を記した統計資料は作成しておらず、場所ごとにわかるというデータやシステムもなかった。

よって、実施機関は部分開示決定通知書記載のとおり、本件争点部分に関して、特定場所の違反取締り件数に関する公文書として「告知報告書等」を特定し、これらを法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するとの理由で、条例の適用除外とする決定を行った。

2 告知報告書等の記載について

ところで、理由説明書においては、公文書の特定ないし性質決

定の際の作業手順を示しており、告知報告書等は6枚一組の複写式の交通反則切符の中の5枚目及び6枚目であるが、2枚目の「交通事件原票」が道路交通法違反事件を処理するために作成される捜査書類であり、上記6枚とも複写式であることから、告知報告書等は法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することを記載した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件審査請求対象公文書の内容及び特定の妥当性について

- (1) 本件開示請求の内容は別紙のとおりであるが、まず実施機関では、特定場所における違反の件数情報は、現状統計化していないため公文書化していないとの主張に、特段不自然で不合理な点は認められない。
- (2) そこで、実施機関は本件争点部分に関する本件審査請求対象公文書を、「告知報告書等」と特定した。しかし、交通反則切符のうち「告知報告書等」のみを限定的に特定することは、妥当ではない。すなわち、「告知報告書等」は交通反則切符の6枚一組の5枚目及び6枚目であり、1枚目は、「交通反則告知書・免許証保管証」、2枚目は「交通事件原票」、3枚目は「交通反則通告書」、4枚目は表面が「取締り原票」、裏面が「交通反則切符用行政処分書」、5枚目は「告知報告書等」の本部

用、6枚目は「告知報告書等」の所属用となっている。そして、これらは4枚目裏面の「交通反則切符用行政処分書」を除いて、すべて複写により交通違反の種別、違反場所等の記載があり、これらを資料とすることにより、審査請求人の求める取締件数を導くこともできると解されるので、当該公文書としては、交通反則切符全体（4枚目裏面の「交通反則切符用行政処分書」を除く。以下「本件公文書」という。）を特定すべきであった。なお、4枚目裏面の「交通反則切符用行政処分書」は、その記載項目に交通違反の種別・違反場所欄がなく、複写されていないため、審査請求人の求める違反件数を抽出することができないことが確認されるので、本件審査請求対象公文書からは除外されると認められる。

- (3) ところで、法第53条の2には、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（中略）の規定は、適用しない。」とあり、条例第40条においても、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。」となっている。そして、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、広く被疑事件・被告事件に関して作成された書類のすべてがこれに該当すると解されている。

したがって、道路交通法違反事件に関して作成された本件公文書は条例の適用除外となると認められる。なお、交通反則切符の4枚目表面これ自体は、行政処分に関係するものではあるが、交通反則切符は上述のとおり6枚複写式となっており、この4枚目表面にも、道路交通法違反事件の被疑者の特定及び犯罪事実の認定に係る内容が複写により記載され、検察庁に送致される書類と密接不可分な内容が記載されていると認められることから、法第53条の2に該当すると判断されるものである。

以上から、本件公文書は条例の適用除外である。

- (4) また、本件公文書以外にも、本件現場における平成25年度
の一時不停止（違反）取締件数が分かる公文書についても存在
する限り本件審査請求対象とされるべきであるが、本件公文書
以外にも本件審査請求対象公文書は存在しているとは認められ
ない。
- (5) 以上により、本件争点部分に関する審査請求の対象となる公
文書については、「作成又は取得していないため」との理由に
よる、いわゆる不存在決定を行うべきであったところ、実施機
関の行った本件処分は、本件審査請求対象公文書の特定を告知
報告書等に限定した上で、条例の適用除外のみを理由としてな
されており、妥当とは言えないが、本件処分によっても、本件
審査請求対象公文書は、不存在であることが結論づけられるし、
改めて上記特定に基づく決定を行ったとしても、対象となる公
文書は不存在であると認められるので、本件処分を取り消す必
要までは認められない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」
のとおり判断する。

なお、実施機関が本件開示請求に対し行った、全体を包括的に
回答する方法は改めるべきであり、全部開示、部分開示及び非開
示決定の通知を行うより適正な事務処理に併せて、本件処分に対
し行った特定は妥当ではないが、より適正な特定を行うよう求め
るものである。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年8月7日	○諮問（実施機関）
平成26年9月19日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成26年 10月 6日	○審査請求人からの意見書を受理
平成27年 3月 11日	○審議
平成27年 4月 10日	○審議
平成27年 5月 13日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年 6月 3日	○審議
平成27年 7月 1日	○審議
平成27年 7月 24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年 7月 28日	○審議
平成27年 8月 26日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年 9月 10日	○審議
平成27年 9月 30日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年4月7日	和歌山県橋本警察署管内の指定場所一時停止の標識がある箇所の数と平成25年度の指定場所一時不停止違反の数、及び添付書面の交通反則告知書・免許証保管証（番号〇〇〇〇〇〇-〇）に記載された指定場所における平成25年度の不停止違反の数がわかる情報。